

重要事項説明書

記入年月日	令和 7 年 7 月 1 日
記入者名	織裳 護
所属・職名	株式会社アニスト・施設長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃ あにすと 株式会社アニスト		
主たる事務所の所在地	〒 5 5 1－0 0 0 2 大阪府大阪市大正区三軒家東1丁目7番18号 コニシビル 2 0 1号		
連絡先	電話番号／F A X 番号	06-4394-2880/06-4394-2881	
	メールアドレス	anisuto.toyonakahimawari@gmail.com	
	ホームページアドレス		
代表者（職名／氏名）	代表取締役 戸部 義明		
設立年月日	平成	17年	1月 29日
主な実施事業	※別添1（別を実施する介護サービス一覧表） 訪問介護・訪問看護・居宅介護支援・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の運営		

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむ とよなかひまわり 有料老人ホーム 豊中ひまわり		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第 2 9 条第 1 項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	住宅型		
所在地	〒 560-0035 大阪府豊中市箕輪 2 丁目 1 4 番 7 号		
主な利用交通手段	阪急宝塚線「蛍池駅」から徒歩で 1 2 分		
連絡先	電話番号	0 6 - 6 8 4 1 - 2 6 2 7	
	F A X 番号	0 6 - 6 8 4 1 - 2 6 2 7	
	ホームページアドレス	”http:// www.honest-ty.com/	
管理者（職名／氏名）	施設長 / 織裳 護		
開設日／届出受理日・登録日（登録番号）	2024年7月1日 /		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	平成	29年11月1日～平成				31年10月31日		
	面積	355.9 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	平成	29年11月1日～平成				31年10月31日		
	延床面積	419.0 m ² (うち有料老人ホーム部分					419.0 m ²)		
	竣工日	平成	17年10月24日			用途区分	共同住宅		
	耐火構造			その他の場合：					
	構造	木造		その他の場合：					
	階数	2 階		(地上	2 階、地階		階)		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性						適合していない		
居室の状況	総戸数	19 戸		届出又は登録をした室数				19 室	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積	室数	備考 (部屋タイプ、相部屋の定員数等)
	一般居室個室	○	○	×	×	○	12.5～14.1	19	
共用施設	共用トイレ	0 か所		うち男女別の対応が可能なトイレ				か所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				か所	
	共用浴室	個室	1 か所			か所			
	共用浴室における介護浴槽		か所			か所		その他：	
	食堂	1 か所		面積	m ²		入居者や家族が利用できる調理設備	なし	
	機能訓練室	か所		面積	m ²				
	エレベーター	あり (車椅子対応)				1 か所			
	廊下	中廊下	1.9 m		片廊下	1.3 m			
	汚物処理室	0 か所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	なし	浴室	なし	脱衣室	なし
		通報先	1F事務所			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他								
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合 (改善予定時期)						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針		入居者に対して健康管理、介護、食事等日常生活における様々なサービスを提供する。
サービスの提供内容に関する特色		分譲方式でないため所有権を所得することが出来ないが、終身にわたって、きめ細やかなサービスを継続的かつ安定的に受けることが出来る施設の運営を目指します。
各サービスの提供形態		
サービス種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	自ら実施・委託	太閤折詰
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
上記サービスの提供内容		「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		・状況把握サービスの内容：毎日1回以上(21、24、3時)、居宅訪問による安否確認・状況把握(声掛け)を行う。 ・生活相談サービスの内容：日中、随時受け付けており、相談内容が専門的な場合、専門機関等を紹介する。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	なし	
提供方法		

虐待防止に関する方針

虐待防止のための具体的措置

(1) 苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

(2) 虐待防止検討委員会の設置

① 事業所は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の運営責任者は管理者とし、当該者は「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」（以下「担当者」という。）となる。

② 委員会の開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

③ 委員会は、定期的（年1回以上）かつ必要に応じて担当者が招集する。

④ 委員会は、次のような内容について協議するが、詳細は担当者が定める。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関すること

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法等に関すること

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関すること

(3) 職員研修の実施

① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、事業所における虐待防止の徹底を図るものとする。

② 具体的には、次のプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認と報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。

④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する

(4) その他の取り組み

① 提供する居宅サービスの点検と、虐待に繋がりがかねない不適切なケアの発見・改善

② 職員のメンタルヘルスに関する組織的な関与

③ 本指針等の定期的な見直しと周知

4 職員の責務

職員は、家庭内における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、サービス提供先において、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は、速やかに区市町村へ報告しなければならない。

身体的拘束に関する方針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

② 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

③ 一時性

身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

① 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

② 言葉や応対等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③ 利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていたかどうかを努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

2. 身体拘束等廃止に向けた体制

(1) 身体拘束等適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止委員会」と同時に開催することもできるものとする。

① 設置目的

(ア) 事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き

(ウ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(エ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 委員会の構成員

管理者（施設長・事業所管理者等）、現場責任者（管理者が兼任する場合もある）、従業者

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

(ア) 利用前

① 事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等が必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。

② 身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」（様式1）を以て同意を得る。

(イ) 利用時

利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等が必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等やむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

(ウ) 身体拘束等の継続と解除

① 身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」（様式2）を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

② 身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

③ 身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」（様式3）に記録する。

④ 身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

(エ) 緊急時

① 緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

② 家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3. 身体拘束等に向けた各職種の役割

身体拘束等の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、多職種協働を基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任を持って対応する。

(事業者責任者)

身体拘束等廃止に向けた取り組みに関する事業者責任者

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)

【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)

【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	長谷川眼科クリニック
	住所	大阪府吹田市千里山東1-4-12 3F
	診療科目	内科・眼科
	協力内容	訪問診療
		その他の場合
	名称	
	住所	
	診療科目	
協力歯科医療機関	協力内容	
	名称	芦田クリニック 歯科
	住所	吹田市原町4-7-18
	協力内容	訪問診療
		その他の場合

（入居後に居室を住み替える場合）【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		その他		
		その他の場合	他の居室へ変更 (2Fの居室から1Fの居室へ等)	
判断基準の内容		身体的状況により判断		
手続の内容		契約号室変更合意書を締結		
追加的費用の有無		あり	追加費用	原状回復費用
居室利用権の取扱い		賃貸借契約のため契約号室変更合意書を締結		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	なし	変更の内容	
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	なし	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	なし	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

（入居に関する要件）

入居対象となる者	要支援、要介護		
留意事項	概ね入居時60歳以上の要支援、要介護		
契約の解除の内容	①入居者が死亡した場合 ②入居者、又は事業者から解約した場合		
事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居者の行動が、他の入居者・職員の生命に危害を及ぼすなどの恐れがあり、通常の介護・接遇では防止できない場合、等
	解約予告期間		1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月		
体験入居	あり	内容	空室がある場合 1泊2日10,000円（3食込み）
入居定員	19人		
その他			

5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			兼務している職種名及び人数
	合計			
		常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	施設長
生活相談員				
直接処遇職員				
介護職員	19	7	12	
看護職員				
機能訓練指導員				
計画作成担当者				
栄養士				
調理員				
事務員	0		0	
その他職員	16	1	15	

(資格を有している介護職員の人数)

	合計			備考
		常勤	非常勤	
介護福祉士	9	4	5	
介護福祉士実務者研修修了者	2	2	0	
介護職員初任者研修修了者	6	1	5	
看護師	2	0	2	

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0		
理学療法士	0		
作業療法士	0		
言語聴覚士	0		
柔道整復士	0		
あん摩マッサージ指圧師	0		
はり師	0		
きゅう師	0		

(夜勤を行う看護・介護職員等の人数)

夜勤帯の設定時間（18時～9時）		
	平均人数	最少時人数（宿直者・休憩者等を除く）
看護職員	0 人	0 人
生活相談員	0 人	0 人
介護職員	1 人	1 人
事務員	1 人	人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務				なし					
	業務に係る資格等		なし		資格等の名称					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数に応じた職員の人数	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	2	2	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	1	4	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	0	2	2	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	2	4	0	0	0	0	0
備考										
従業者の健康診断の実施状況			あり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		建物賃貸借方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		なし	
		内容：	
利用料金の改定	条件	物価変動等の場合、貸主及び借主双方協議し合意の上、改定する場合がある。	
	手続き	変更合意書の締結	

(代表的な利用料金のプラン)

		プラン1	プラン2
入居者の状況	要介護度	要支援・要介護	
	年齢	60歳以上	
居室の状況	部屋タイプ	一般居室個室	
	床面積	13.54㎡	
	トイレ	あり	
	洗面	あり	
	浴室	なし	
	台所	なし	
	収納	あり	
入居時点で必要な費用	敷金	100,000円	
	火災保険料	8,000円	
月額費用の内訳			
	家賃	42,000円	
	食費	42,000円	
	共益費	15,000円	
	管理費	15,000円	
	サービスの費用（生活管理費）	3,000円	
備考 食事業者は紹介可能です。生活管理費とは、生活支援サービスに係る費用で内容は、安否確認、生活相談、緊急時対応等です。有料老人ホーム事業として受領する費用のみを記入している。（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない。）			

(利用料金の算定根拠等)

家賃	近隣相場を参考にしています。	
敷金	家賃の	2.38 か月分
	解約時の対応	退去月より1か月以内に返金
前払金		
食費	1日3食を提供するための費用	
共益費	光熱水費	
状況把握及び生活相談サービス費	状況把握サービス(安否確認、緊急通報への対応)・生活相談サービス(一般的な相談・助言、専門家や専門機関の紹介)	
管理費	建物維持管理費	
その他介護サービス費	「別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」のとおり	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間(償却年月数)		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額(初期償却額)		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	65歳未満	1 人
	65歳以上75歳未満	2 人
	75歳以上85歳未満	7 人
	85歳以上	8 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援1	0 人
	要支援2	0 人
	要介護1	5 人
	要介護2	2 人
	要介護3	6 人
	要介護4	2 人
	要介護5	3 人
入居期間別	6か月未満	2 人
	6か月以上1年未満	2 人
	1年以上5年未満	5 人
	5年以上10年未満	5 人
	10年以上	4 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 ／ 0 人
入居者数		18 人

(入居者の属性)

性別	男性	9 人		女性	9 人	
男女比率	男性	50 %		女性	50 %	
入居率	94.7 %		平均年齢	82 歳		平均介護度 要介護2.78

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	人	
	社会福祉施設	1 人	
	医療機関	人	
	死亡者	5 人	
	その他	人	
生前解約の状況	施設側の申し出	1 人	
		(解約事由の例) 当施設での受け入れができない状況の為	
	入居者側の申し出	1 人	
		(解約事由の例) 他施設への転居	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称 (設置者)		①豊中ひまわり ②株式会社アニスト
電話番号 / F A X		① 06-6782-2627 / ① 06-6782-2627 ② 06-4394-2880 / ② 06-4394-2881
対応している時間	平日	① 常時 ② 9時～18時
	土曜	① 常時 ② 対応なし
	日曜・祝日	① 常時 ② 対応なし
定休日		① なし ② 土曜・日曜・祝日
窓口の名称 (有料所管庁)		豊中市福祉部 長寿社会政策課
電話番号 / F A X		06-6858-2838 / 06-6858-3146
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土日祝日、12/29～1/3
窓口の名称 (有料所管庁)		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)		話して安心、困りごと相談 (豊中市健康福祉サービス苦情調整委員会)
電話番号 / F A X		06-6858-2815 / 06-6854-4344
対応している時間	平日	9:00～17:15
定休日		土日祝日、12/29～1/3
窓口の名称 (虐待の場合)		豊中市福祉部 長寿安心課
電話番号 / F A X		06-6858-2866 / 06-6858-3611
対応している時間	平日	8:45～17:15
定休日		土日祝日、12/29～1/3
窓口の名称 (虐待の場合)		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	あいおいニッセイ同和損害保険
	加入内容	介護賠償責任保険に加入
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		
事故対応及びその予防のための指針		あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱の設置	
		実施日	随時	
		結果の開示	なし	
			開示の方法	館内掲示板
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
		実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示		
			開示の方法	

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に公開・入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に公開・入居希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合			
		開催頻度	年 2 回		
		構成員	入居者、家族、施設長、職員		
		なしの場合の代替措置の内容			
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名			
個人情報の保護	・入居者の名簿及びサービスの帳簿における個人情報に関する取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び同法に基づく「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」並びに、豊中市個人情報保護条例及び市町村の個人情報の保護に関する定めを遵守する。 ・事業者及び職員は、サービス提供をするうえで知りえた入居者及び家族等の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、サービス提供契約完了後においても、上記の秘密を保持する。 ・事業者は、職員の退職後も上記の秘密を保持する雇用契約とする。 ・事業者は、サービス担当者会議等において入居者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ文書にて入居者及び家族等の同意を得る。				
緊急時等における対応方法	・事故・災害及び急病・負傷が発生した場合は、入居者の家族等及び関係機関へ迅速に連絡を行い適切に対応する。（緊急連絡体制・事故対応マニュアル等に基づく） 例） ・病気、発熱（37度以上）、事故（骨折・縫合等）が発生した場合、連絡先（入居者が指定した者：家族・後見人）及びどのレベルで連絡するのかを確認する。 ・連絡が取れない場合の連絡先及び対応についても確認する。 ・関係行政庁へ報告が必要な事故報告は速やかに報告する。 ・賠償すべき問題が発生した場合、速やかに対応する。				
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容			
豊中市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	あり				
合致しない事項がある場合の内容	居室の面積が13.0㎡未満である。廊下幅が1.8m未満である。				
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している				
	代替措置等の内容				
不適合事項がある場合の入居者への説明	入居者及び家族等へ契約前、契約時に、不適合事項及び代替措置等について説明している。				
上記項目以外で合致しない事項	なし				
合致しない事項の内容					
代替措置等の内容					
不適合事項がある場合の入居者への説明					

添付書類：別添 1 事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表
別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

上記の重要事項の内容、並びに、介護保険サービス、医療サービス等、高齢者生活支援サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

令和 年（ 年） 月 日
(入居者)
住 所
氏 名 様 印

(入居者代理人)
住 所
氏 名 様 印

上記の重要事項の内容、並びに、介護保険サービス、医療サービス等、高齢者生活支援サービス等及びその他のサービスの提供事業者を自由に選択できることについて、入居者、入居者代理人に説明しました。

令和 年（ 年） 月 日
(事業者)
説明者氏名 印

(別添1)事業主体が豊中市で実施する他の介護保険事業所一覧表

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞			
訪問介護	あり	アニストヘルパーステーション豊中	豊中市箕輪2丁目14番6号メゾンエアポート1階北
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	なし		
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
＜地域密着型サービス＞			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
＜介護予防サービス＞			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	なし		
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
＜介護保険施設＞			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		

(別添2)

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

サービスの種類		提供の有無	料金（税抜）※	備 考
介護サービス	食事介助	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	排せつ介助・おむつ交換	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	おむつ代	あり	実費	
	入浴（一般浴） 介助・清拭	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	特浴介助	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	身辺介助（移動・着替え等）	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	機能訓練	なし		
	通院介助	あり	3, 0 0 0 円／時間	※院内・院外介助対応可※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
生活サービス	居室清掃	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	リネン交換	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	日常の洗濯	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	居室配膳・下膳	あり		※必要に応じ随時実施
	入居者の嗜好に応じた特別な食事	なし		
	おやつ	なし		
	理美容師による理美容サービス	あり	実費	※外部訪問業者が実施
	買い物代行	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	役所手続代行	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	金銭・貯金管理	あり		※必要に応じ随時実施
健康管理サービス	定期健康診断	あり	実費	※希望者には協力医療機関による年1回の定期健康診断を実施
	健康相談	あり		※希望者には協力医療機関による健康相談を斡旋する。
	生活指導・栄養指導	なし		
	服薬支援	あり		※必要に応じ随時実施
	生活リズムの記録（排便・睡眠等）	あり		※必要に応じ随時実施
入退院のサービス	移送サービス	あり	3, 0 0 0 円／時間	※タクシー等の車両利用料金は別途自費負担※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	入退院時の同行	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	入院中の洗濯物交換・買い物	あり	3, 0 0 0 円／時間	※30分未満のサービスの際は1, 500円/時間 ※6時～8時及び18時～22時の時間帯は25%割増・22時～翌朝6時の時間帯は50%割増
	入院中の見舞い訪問	なし		